

宇都宮市

インターンシップで県外大学生に企業の魅力を発信しよう！

U J I ターン人材確保支援補助金

～インターンシップは、企業と学生の出会いの場～

インターンシップを通して、企業のPR・イメージアップを図るとともに、学生の職業観・就業意識の養成を支援することで、新しい時代を担う若者を育成しませんか。

宇都宮市では、県外大学生等のインターンシップの参加を促し、市内中小企業の魅力の理解促進及び市内へのU J I ターン就職の意識醸成を図るため、県外大学生等のインターンシップの受入れを行う市内中小企業者の情報発信の支援と、受入経費を補助します。

受入
事業者
募集！

対象者

※本補助金を活用して、インターンシップの受入れを行う企業は事前に業者登録が必要となります。

●次の条件を全て満たす事業者

- ・市内に事業所(本社、支社、営業所、工場等)を有し、採用予定勤務地が市内にある中小企業者※
※中小企業者…中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者、又は資本金の額又は出資の総額5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人、社会福祉法人(個人事業者も含む)
- ・雇用保険法の適用を受けていること
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業等を行う事業者でないもの
- ・市税を滞納していない者

対象事業

●次の要件を全て満たすインターンシップ

- ・県外の大学等※に在籍し、かつ県外に在住する大学生等を受け入れること
 - ・市内の事業所等で実施するものであること
 - ・実施期間が実働1日以上であること
 - ・採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること
 - ・受入事業者とインターンシップ実習生が雇用関係にないこと
 - ・労働関係法令が遵守されたものであること
 - ・受入事業者がインターンシップ実習生の参加に要する交通費等の一部又は全部を負担するものであること
- ※大学等…大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校に限る。

補助内容

対象経費

●受入事業者が負担する費用で以下のもの

交通費

大学生等が居住地から、インターンシップを行う事業所等を往復するために必要な交通機関の使用に要した実費

宿泊費

インターンシップ実施期間(実施日の前後を含む)において、実施先に滞在するために要した実費(ただし、食事代を含む場合は、当該費用を除く)

補助額

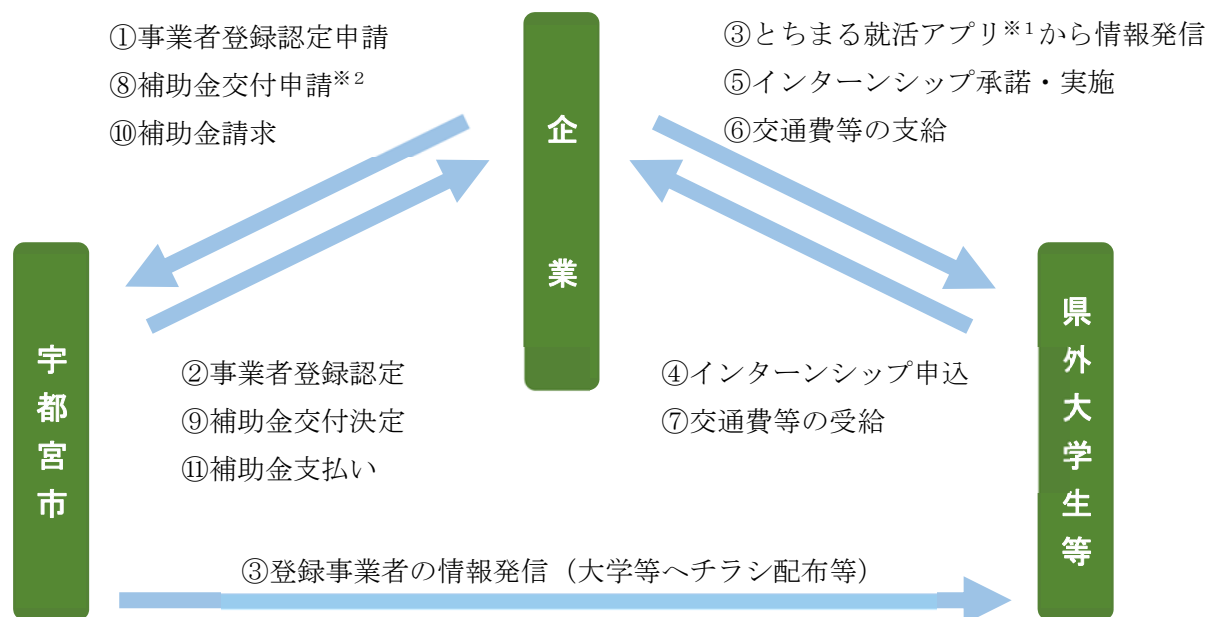
●交通費、宿泊費の1/2の額(100円未満切り捨て)

《限度額》交通費：大学生等1人あたり5,000円

宿泊費：大学生等1人あたり1泊あたり5,000円、5泊分まで

※1企業あたり1年度あたり60,000円

手続きの流れ



※1 とちまる就活アプリ…栃木県が運営する就職活動支援アプリケーション

※2 事業が完了した日から60日以内、又は当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに提出してください。

申請方法

● 次の書類を市商工振興課に提出してください。

各種様式は市ホームページからダウンロードすることができます。

事業者登録申請時

- ・ 事業者登録認定申請書 (様式第1号)
- ・ 登録要件確認票

補助金交付申請時

- ・ 補助金交付申請書 (様式第3号)
- ・ 事業実績報告書 (様式第3号別紙1)
- ・ 補助対象経費の積算根拠 (様式第3号別紙2) : 交通費等の内訳、領収書の写し
- ・ 県外の大学生等であることを確認できる書類 (学生証・在学証明書の写し)
- ・ 県外在住の大学生等の居住地が確認できる公的証明書 (住民票、運転免許証等) 又は公共料金の領収書 (電気料金、水道料金等) の写し
- ・ インターンシップ参加交通費等受領確認書 (様式第3号別紙3)

補助金交付請求時

- ・ 補助金交付請求書 (様式第5号)
- ・ 補助金交付決定通知書の写し
- ・ 口座振込依頼書

※ 詳しい補助条件や申請方法などについては、市のホームページをご覧ください。下記のお問い合わせ先に直接ご連絡ください。

●書類提出先及びお問い合わせ先●

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市経済部商工振興課労政グループ
TEL : 028-632-2446 E-mail : u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp
ホームページ URL :

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo/1013841.html>